

令和 7 年度分国民健康保険税率見直しの補足について

令和 7 年度以降の小牧市国民健康保険税率を諮問するにあたり、令和 6 年度第 1 回小牧市国民健康保険運営協議会でいただいたご質問やご意見を踏まえ、国・県の動向や検討の経緯等についてご説明いたします。

① これまでの経緯及び 1 人あたり納付金の上昇について

年度	納付金 (円)	被保険者数 (人)※1	一人あたり 納付金(円)※2	前年度比 (%)	一人あたり納付 金伸び率 (%)	税率改正の動き
H29	—	—	—			・赤字解消計画策定 (R9年 度までの10年間で赤字解消 を目指す)
H30	4,278,599,695	31,821	134,458			・国保財政の都道府県単位 化
R1	4,185,186,244	30,106	139,015	103.4	H30～R3平均 100.6%	
R2	3,960,106,910	29,253	135,374	97.4		
R3	3,887,306,924	28,453	136,622	100.9		・新型コロナの影響を考慮 し保険税率据え置き
R4	3,920,125,082	27,055	144,895	106.1	R4～R7平均 105.8%	・資産制廃止 ・最大上昇率8%以内で税率 改正
R5	3,981,293,497	25,383	156,849	108.3		・最大上昇率8%以内で税率 改正
R6	3,999,016,127	23,959	166,911	106.4		・最大上昇率8%以内で税率 改正
R7 (仮算定)	3,889,268,999	22,732	171,092	102.5		・平均上昇率8%以内で税率 改正

※1：被保険者数は、R5までは年間平均被保険者数、R6、R7は予算編成時の見込み被保険者数

- 平成 29 年度に赤字解消計画を策定し、令和 9 年度の赤字解消を目指しましたが、1 人あたり納付金は平成 30 年度以降、上昇傾向にあります。特に、平成 30 年度から令和 3 年度までの 1 人あたり納付金伸び率の平均値は 100.6%であったのに対し、令和 4 年度から令和 7 年度までの 1 人あたり納付金伸び率の平均値は 105.8%となっており、**特に令和 4 年度以降の 1 人あたり納付金が顕著に上昇**しています。
- このような中、従来の激変緩和措置である 1 世帯当たり最大上昇率が 8%以内となる範囲内で税率改正を進めると、令和 14 年度頃まで赤字解消が見込めず、当初目標である令和 9 年度から大幅に遅れてしまう見込みです。

②国・県の方針について

【国の方針】

- 国は、都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」を推進しています。令和 6 年 6 月に策定した「保険料水準統一加速化プラン（第 2 版）」では、令和 15 年度までを目指しつつ、遅くとも令和 17 年度までに全国で都道府県単位の保険料の「完全統一」への移行を目標としています。
- また、特別調整交付金による「完全統一」達成後の複数年にわたる財政支援の実施や、保険者努力支援制度（取組評価分）の「保険料水準の統一に向けた取組の実施状況」の指標の内容や配点の拡大等の見直しなど、取組に向けたインセンティブを強化しており、保険料水準統一への取組が進んでいない都道府県及び市町村の交付金が少なくなる仕組みを構築しています。例として、決算補填等目的の繰入金の削減・解消が進まない場合、保険者努力支援制度交付金が減額されることとなります。

保険料水準統一の目標年度等（各都道府県の国保運営方針から）

年度	完全統一	
R6年度	大阪府、奈良県	2
R9年度	滋賀県	1
R11年度	福島県、大分県	2
R12年度	北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫 庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県	10
R15年度	群馬県	1
R18年度	神奈川県、香川県	2

[R6年5月20日発行 国保新聞より]

※鳥取県は国保運営方針について調整を続けているため未策定。

【県の方針】

- 県は、令和 6 年 3 月に策定した「愛知県国民健康保険運営方針」において「赤字市町村は、策定した計画に沿って取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、着実な赤字の解消に努める。」、「保険料水準の完全統一に向けた議論を進めることを考え、運営方針期間の最終年度である 令和 11 年度までに解消されていることが望ましい。」としました。
- これらのことから、全国的に保険料水準統一の機運が高まっており、遅くとも令和 11 年度までに「完全統一」の前提となる決算補填等繰入金の解消を目指していく必要があります。

② 県内他市（36市）の傾向と比較

年度	県内平均			小牧市					
	所得割	均等割	平等割	所得割	順位	均等割	順位	平等割	順位
R3	9.65%	41,919円	33,875円	7.36%	36	38,500円	30	34,300円	14
R4	9.96%	43,466円	33,876円	7.97%	36	42,000円	26	33,500円	18
R5	10.46%	44,973円	33,890円	8.65%	36	43,400円	25	33,000円	17
R6	11.37%	49,119円	35,447円	9.34%	36	47,000円	25	34,000円	23
R7案	—	—	—	10.40%	32	51,000円	14	34,000円	23
R7標準	—	—	—	12.46%	—	55,253円	—	33,929円	—

※各税率等は、基礎課税分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の合計値

※県内38市中、2方式を採用する名古屋市・東海市を除いた36市の平均・順位

- 令和3年度以降、県内他市も積極的に税率改正を進めており、小牧市でも毎年税率を改正してきましたが、依然として低い水準にとどまっています。

④ 赤字解消年度の延伸について

1世帯当たり	R9 赤字解消	R11 赤字解消
平均上昇率※	10.0%	8.0%
平均上昇額※	16,169円	12,907円
最大上昇率※	14.6%	11.1%
最大上昇額※	120,900円	96,100円

※赤字解消年度をR9年度及びR11年度に設定した場合の、R7年度国民健康保険税の上昇率・上昇額。

- 当初計画通り令和9年度に赤字解消を達成するように試算したところ、1世帯当たり平均上昇率は10.0%、1世帯当たり最大上昇率は14.6%となり、これまで「最大上昇率が8%以内」となるように税率改正を行ってきたことを鑑みると、被保険者の負担が急激に増加することになります。
- 一方、赤字解消の目標年度を令和11年度に延伸して試算したところ、1世帯あたり平均上昇率は8.0%、1世帯当たり最大上昇率は11.1%となりました。
- 「最大上昇率8%以内」という激変緩和措置を見直しつつ、決算補填等目的による繰入を解消する目標年度を令和9年度から令和11年度に延伸することで、国保財政の健全化を進めることができるとともに被保険者にかかる急激な負担増を抑えることが可能と考えています。